

議 案 第 100 号

松戸市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

松戸市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

松戸市市税条例の全部改正に伴い、改正前の松戸市市税条例の一部改正条例の規定のうち施行日が未到来のもの削除等を行うため。

松戸市市税条例等の一部を改正する条例

(松戸市市税条例の一部改正)

第1条 松戸市市税条例（昭和50年松戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第48条第1項第1号中「第7条第2項」を「第6条第2項」に改める。

(松戸市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 松戸市市税条例の一部を改正する条例（平成26年松戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第27条の改正規定及び附則第12条の改正規定を削る。

附則第1項ただし書を次のように改める。

ただし、第14条の改正規定並びに附則第8条及び附則第9条の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

附則第1項各号並びに附則第8項の前の見出し及び附則第8項から第11項までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。